

判例に見る建築空間内の事故に対する予見可能性に関する研究

Study on predictability of accidents in architectural space in case law

○村田梨花子<sup>1</sup>, 八藤後猛<sup>2</sup>, 中田弾<sup>2</sup>

Rikako Murata<sup>1</sup>, Takeshi Yatogo<sup>2</sup>, Nakada Dan<sup>2</sup>

Japanese society, buildings, willingness to proactively prevent accidents by collecting and analyzing incident is low. Take concrete measures leading to serious accidents, tend to think the cause of the accident or human error. Through the research, a hypothesis above-mentioned, and, a trial case about the accident which occurred because of a flaw in the architectural space, and, I derive the unsafe act I have to foresee by a design cycle and plan for improvement of the will to the accident prevention before anything happens.

1. 研究目的

日本社会における, 建築物の, インシデントを収集・分析することによる事故を未然に防止する意欲は低い. 重大事故に至るまで具体的方策をとらない, あるいはヒューマンエラーを事故の原因と考える傾向がある.

本研究では上記の仮説をもとに, 建築空間のつくりが原因で発生した事故に関する裁判事例をもとに設計段階で予見しなければならない危険行為を導き出し, 事故を未然に防止することへの意欲の向上を図る.

2. 研究方法

昭和 38 年から現在に至るまでの裁判事例を, 「TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット」から収集した. 建築空間のつくりが原因で発生した事故事例を対象に, 工作物責任, 不法行為責任, 製造物責任, 刑事責任が問われた事案 93 件の, 建物所有者等及び被害者の過失 (注意義務違反) となる要素をそれぞれ抽出し, 分類した.

3. 研究結果

3-1. 予備調査内容

「建物等内での事故に係る裁判事例では, 安全性の欠如の有無の基準は, 建物等の利用目的による属性, 利用客の属性, 予想される利用態様によって異なる」<sup>引用1)</sup>ため, 裁判事例 93 件を「シーン (発生場所・施設用途)」、「事故の原因」、「被害者」の各項目によって分類し, シーンによって設計段階で予見しなければならない事故, 利用者を見出す.

3-2. 予備調査結果

被害者別件数を図 1 に示す. 被害者は児童及び幼児が合わせて 52 件 (55.9%) と最も多い.

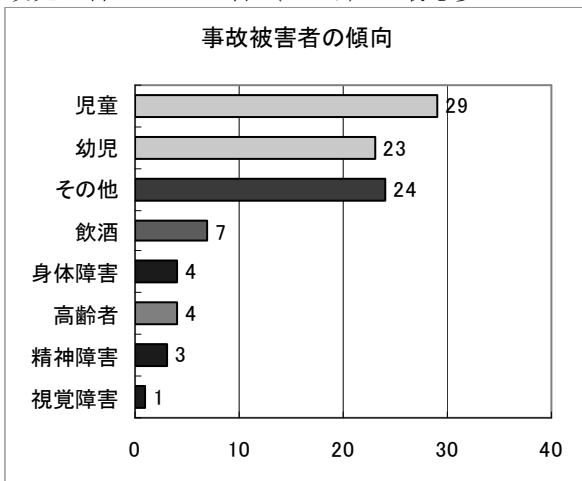


Figure.1 Victim other affair number of experiment

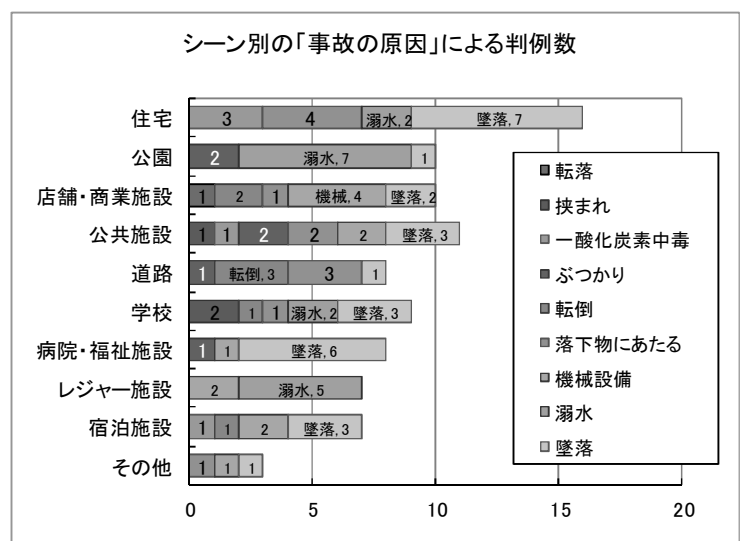


Figure.2 The number of cases of cause of the accident another scene

1 : 日大理工・院 (前) ・建築、 2 : 日大理工・教員・建築

シーン別の事故の原因による件数を図 2 に示す。墜落の事故はレジャー施設を除く全てのシーンで発生していることがわかる。また、公園では溺水事故が 70.0%を占めている。

シーン別の被害者による件数を図 3 に示す。シーンでは住宅における事故が 13 件 (13.9%) と最も多く、そのなかでその他 (13 歳以上 56 歳未満の健常者) が 69.2%を占めている。

また、公園では児童、幼児が合わせて 92.3%を占めている。

事故の原因別の被害者による判例数を図 4 に示す。事故の原因は墜落が 30 件 (32.3%) と最も多い。また、溺水事故では児童、幼児が合わせて 93.8%を占めている。

#### 4. 考察・まとめ

被害者は児童及び幼児が最も多いという結果となった。すなわち、設計段階で予見しなければならない利用者は児童及び幼児である。また、児童及び幼児は、シーンでは公園、事故の原因では溺水が最も多いという結果となった。これは、公園の人工池・噴水等の設計において幼児・児童に重きをおいて安全設計を行う必要がある。

事故の原因は墜落が最も多いという結果となった。また、墜落の事故はレジャー施設を除く全てのシーンで発生している。すなわち、設計段階で予見しなければならない事故は墜落である。

シーンは住宅における事故が多く、そのなかでもその他の被害者が最も多いという結果が出た。これは、被害者の属性によらず住宅の事故が多いことを示す。

#### 5. 今後の展開

顕著な結果が表れた墜落事故、住宅における事故、公園における幼児及び児童の溺水事故の裁判事例を対象に、設計側の過失と判断される要素と被害者側の過失と判断される要素を抽出し、傾向を見出すことによって、本研究の本調査を実施する。本調査では 93 件の全事例を「シーン (発生場所・施設用途)」、「事故の原因」、「被害者」によって分類し、設計側の過失と判断される要素と被害者側の過失と判断される要素を抽出することによって、建築事故の予見可能性をリスト化し、ナレッジベースを作成する。

#### 6. 引用文献

[1] 国土技術政策総合研究所 建築研究部：「建物事故予防ナレッジベース」、インターネット、<http://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/index.php>

#### 7. 参考文献

[1] 株式会社 TKC：「TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット」、インターネット、<http://www.tkclex.ne.jp/>

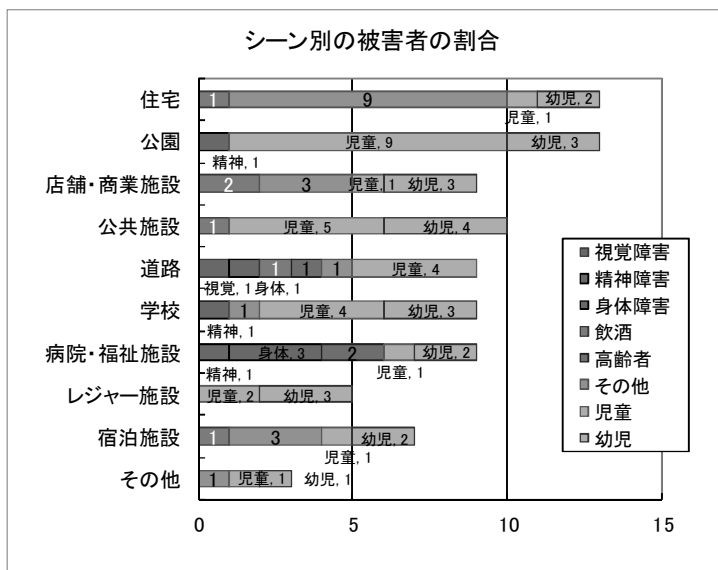


Figure.3 The number of cases of victim another scene

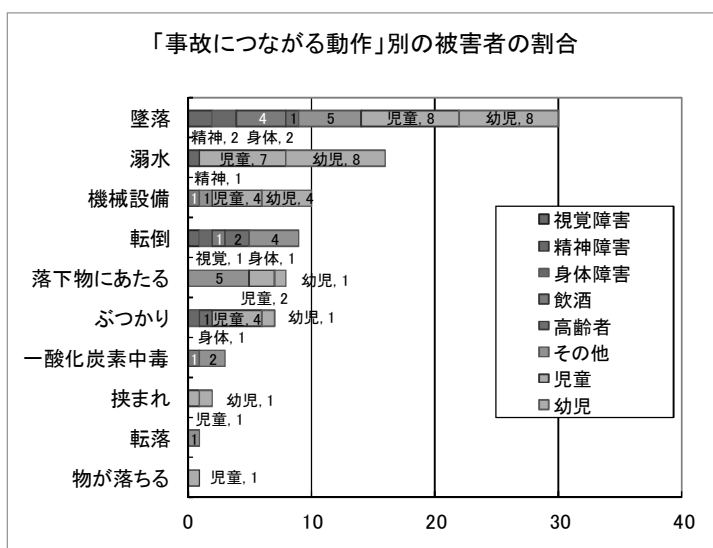


Figure.4 The number of cases of victim another cause of